

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「使用上の注意」の改訂について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。



薬生安発 0625 第 1 号
令和 2 年 6 月 25 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

「使用上の注意」の改訂について

令和 2 年度第 3 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（令和 2 年 6 月 15 日開催）における審議結果等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙 1 から別紙 12 のとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合については、法第 52 条の 3 第 2 項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

別紙 1

【薬効分類】 2 4 1 脳下垂体ホルモン剤

【医薬品名】 オキシトシン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
警告 本剤を分娩誘発、微弱陣痛の治療の目的で使用するにあたって患者に本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから<u>本剤</u>を使用すること。 分娩監視装置を用いて、<u>胎児の心音、子宮収縮の状態を十分に監視すること。</u>	警告 本剤を分娩誘発、微弱陣痛の治療の目的で使用するにあたって <u>本剤は、分娩監視装置を用いて母体及び胎児の状態を連続モニタリングできる設備を有する医療施設において、分娩の管理についての十分な知識・経験及び本剤の安全性についての十分な知識を持つ医師のもとで使用する</u>こと。本剤の使用に先立ち、患者に本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから使用<u>を開始</u>すること。 本剤投与中は、<u>トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に一時的に分娩監視装置を外すことを除き分娩監視装置を用いて継続的にモニタリングを行い、異常が認められた場合には、適切な処置を行う</u>こと。

重要な基本的注意

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療にあたっては、分娩監視装置を用いた分娩監視に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。

重要な基本的注意

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療にあたっては、母体及び胎児の状態を十分に監視するため、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングの実施に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。なお、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリング中であっても、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に短時間のモニタリングの一時中断は可能であるが、長時間のモニタリングの中断は行わないこと。

【「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
1. 警告 〈分娩誘発、微弱陣痛〉 患者に本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから<u>本剤</u>を使用すること。	1. 警告 〈分娩誘発、微弱陣痛〉 <u>本剤は、分娩監視装置を用いて母体及び胎児の状態を連続モニタリングできる設備を有する医療施設において、分娩の管理についての十分な知識・経験及び本剤の安全性についての十分な</u>

分娩監視装置を用いて、胎児の心音、子宮収縮の状態を十分に監視すること。

8. 重要な基本的注意

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療にあたっては、分娩監視装置を用いた分娩監視に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。

知識を持つ医師のもとで使用すること。本剤の使用に先立ち、患者に本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから使用を開始すること。

本剤投与中は、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に一時的に分娩監視装置を外すことを除き分娩監視装置を用いて連続的にモニタリングを行い、異常が認められた場合には、適切な処置を行うこと。

8. 重要な基本的注意

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた分娩誘発、微弱陣痛の治療にあたっては、母体及び胎児の状態を十分に監視するため、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングの実施に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。なお、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリング中であっても、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に短時間のモニタリングの一時中断は可能であるが、長時間のモニタリングの中断は行わないこと。

別紙 2

【薬効分類】 2 4 9 その他のホルモン剤

【医薬品名】 ジノプロスト

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
警告 本剤を妊娠末期における陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進の目的で使用するにあたって 患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから<u>本剤</u>を使用すること。 分娩監視装置を用いて、<u>胎児の心音、子宮収縮の状態を十分に監視すること。</u>	警告 本剤を妊娠末期における陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進の目的で使用するにあたって <u>本剤は、分娩監視装置を用いて母体及び胎児の状態を連続モニタリングできる設備を有する医療施設において、分娩の管理についての十分な知識・経験及び本剤の安全性についての十分な知識を持つ医師のもとで使用すること。本剤の使用に先立ち、患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから使用を開始すること。</u> <u>本剤投与中は、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に一時的に分娩監視装置を外すことを除き分娩監視装置を用いて連続的にモニタリングを行い、異常が認められた場合には、適切</u>

重要な基本的注意 薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進にあたっては、分娩監視装置を用いた<u>分娩監視</u>に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。	<u>な処置を行うこと。</u> 重要な基本的注意 薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進にあたっては、<u>母体及び胎児の状態を十分に監視するため、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングの実施</u>に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。<u>なお、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリング中であっても、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に短時間のモニタリングの一時中断は可能であるが、長時間のモニタリングの中断は行わないこと。</u>
---	---

（注）患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

【「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
1. 警告 〈妊娠末期における陣痛誘発・陣痛促進・分娩促進〉	1. 警告 〈妊娠末期における陣痛誘発・陣痛促進・分娩促進〉

患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから本剤を使用すること。

分娩監視装置を用いて、胎児の心音、子宮収縮の状態を十分に監視すること。

8. 重要な基本的注意

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進にあたっては、分娩監視装置を用いた分娩監視に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。

本剤は、分娩監視装置を用いて母体及び胎児の状態を連続モニタリングできる設備を有する医療施設において、分娩の管理についての十分な知識・経験及び本剤の安全性についての十分な知識を持つ医師のもとで使用すること。本剤の使用に先立ち、患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから使用を開始すること。

本剤投与中は、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に一時的に分娩監視装置を外すことを除き分娩監視装置を用いて連続的にモニタリングを行い、異常が認められた場合には、適切な処置を行うこと。

8. 重要な基本的注意

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進、分娩促進にあたっては、母体及び胎児の状態を十分に監視するため、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングの実施に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。なお、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリング中であっても、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に短時間のモニタリン

	<u>グの一時中断は可能であるが、長時間のモニタリングの中断は行わないこと。</u>
--	--

(注) 患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

別紙 3

【薬効分類】 2 4 9 その他のホルモン剤

【医薬品名】 ジノプロストン（経口剤）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
警告 患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから<u>本剤</u>を使用すること。 本剤は点滴注射剤に比べ調節性に欠けるので、分娩監視装置を用いて胎児の心音、子宮収縮の状態を十分に監視出来る状態で<u>使用</u>すること。	警告 <u>本剤は、分娩監視装置を用いて母体及び胎児の状態を連続モニタリングできる設備を有する医療施設において、分娩の管理についての十分な知識・経験及び本剤の安全性についての十分な知識を持つ医師のもとで使用すること。本剤の使用に先立ち、患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから使用を開始すること。</u> <u>本剤投与中は、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に一時的に分娩監視装置を外すことを除き分娩監視装置を用いて連続的にモニタリングを行い、異常が認められた場合には、適切な処置を行うこと。なお、本剤は点滴注射剤に比べ調節性に欠けるので、慎重に投与すること。</u>

重要な基本的注意

本剤は点滴注射剤に比べ、調節性に欠けるので、分娩監視装置を用いて子宮収縮の状態及び胎児心音の観察を行い、投与間隔を保つよう十分注意し、陣痛誘発効果、分娩進行効果を認めたときは中止し、過量投与にならないよう慎重に投与すること。

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進にあたっては、分娩監視装置を用いた分娩監視に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。

重要な基本的注意

本剤は点滴注射剤に比べ、調節性に欠けるので、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングにより子宮収縮の状態及び胎児心音の観察を行い、投与間隔を保つよう十分注意し、陣痛誘発効果、分娩進行効果を認めたときは中止し、過量投与にならないよう慎重に投与すること。

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進にあたっては、母体及び胎児の状態を十分に監視するため、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングの実施に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。なお、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリング中であっても、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に短時間のモニタリングの一時中断は可能であるが、長時間のモニタリングの中断は行わないこと。

（注）患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

【「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

現行	改訂案
1. 警告 患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから<u>本剤</u>を使用すること。 本剤は点滴注射剤に比べ調節性に欠けるので、分娩監視装置を用いて<u>胎児の心音、子宮収縮の状態を十分に監視出来る状態で使用</u>すること。 8. 重要な基本的注意 本剤は点滴注射剤に比べ、調節性に欠けるので、分娩監視装置を用いて<u>子宮収縮の状態及び胎児心音の観察を行い、投与間隔を保つよう十分注意し、陣痛誘発効果、分娩進行効果を認めたときは中止し、過量投与にならないよう慎重に投与</u>すること。	1. 警告 <u>本剤は、分娩監視装置を用いて母体及び胎児の状態を連続モニタリングできる設備を有する医療施設において、分娩の管理についての十分な知識・経験及び本剤の安全性についての十分な知識を持つ医師のもとで使用すること。本剤の使用に先立ち、患者に本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進の必要性及び危険性を十分説明し、同意を得てから使用を開始</u>すること。 本剤投与中は、<u>トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に一時的に分娩監視装置を外すことを除き分娩監視装置を用いて連続的にモニタリングを行い、異常が認められた場合には、適切な処置を行うこと。なお、本剤は点滴注射剤に比べ調節性に欠けるので、慎重に投与</u>すること。 8. 重要な基本的注意 本剤は点滴注射剤に比べ、調節性に欠けるので、分娩監視装置を用いた<u>連続的なモニタリングにより子宮収縮の状態及び胎児心音の観察を行い、投与間隔を保つよう十分注意し、陣痛誘発効果、分娩進行効果を認めたときは中止し、過量投与にならないよう慎重に投与</u>すること。

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進にあたっては、分娩監視装置を用いた分娩監視に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。

薬剤の使用の有無によらず、分娩時には母体の生命を脅かす緊急状態（子宮破裂、羊水塞栓、脳内出血、くも膜下出血、常位胎盤早期剥離、子癇、分娩時大量出血等）が起こることがあるため、本剤を用いた陣痛誘発、陣痛促進にあたっては、母体及び胎児の状態を十分に監視するため、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリングの実施に加えて、定期的にバイタルサインのモニターを行うなど、患者の状態を十分に観察し、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと。なお、分娩監視装置を用いた連続的なモニタリング中であっても、トイレ歩行時等、医師が必要と認めた場合に短時間のモニタリングの一時中断は可能であるが、長時間のモニタリングの中断は行わないこと。

（注）患者向医薬品ガイドを作成する医薬品に特定する。

別紙 4

【薬効分類】 3 2 3 糖類剤

【医薬品名】 カロナリーL 輸液、カロナリーM 輸液、カロナリーH 輸液

ハイカリック液－1 号、ハイカリック液－2 号、ハイカリック液－3 号

ハイカリックNC－L 輸液、ハイカリックNC－N 輸液、ハイカリックNC－H 輸液

リハビックス－K 1 号輸液、リハビックス－K 2 号輸液

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 高カリウム血症、 <u>乏尿、アジソン病、高窒素血症</u> の患者 重篤な腎障害のある患者 （新設） 慎重投与	禁忌 高カリウム血症、アジソン病の患者 重篤な腎障害のある患者 <u>又は高窒素血症の患者（いずれも透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> <u>乏尿のある患者（透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> 慎重投与

(新設)	<u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者</u>
重要な基本的注意 (新設)	重要な基本的注意 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者における、水分、電解質、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。</u>

別紙 5

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 アミカリック輸液

パレセーフ輸液

パレプラス輸液

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 重篤な腎障害又は高窒素血症の<u>ある</u>患者 （新設） 高カリウム血症、<u>乏尿</u>、<u>アジソン病</u>の<u>ある</u>患者 慎重投与 （新設）	禁忌 重篤な腎障害の<u>ある患者</u>又は高窒素血症の患者 <u>（いずれも透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> <u>乏尿のある患者（透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> 高カリウム血症、アジソン病の患者 慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者</u>

重要な基本的注意
(新設)

重要な基本的注意

透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者における、水分、電解質、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。

別紙 6

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 アミゼットB 輸液

アミニック輸液

プレアミン－P 注射液、ハイ・プレアミン注、ハイ・プレアミンS 注

プロテアミン1 2 注射液

モリアミンS 注

モリプロンF 輸液

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 重篤な腎障害又は高窒素血症の<u>ある</u>患者	禁忌 重篤な腎障害<u>のある患者</u>又は高窒素血症の患者 <u>（いずれも透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u>
慎重投与 （新設）	慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者</u>

(新設)

重要な基本的注意

透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者における、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。

別紙 7

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 アミパレン輸液

プラスアミノ輸液

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者	禁忌 重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者 <u>（いずれも透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u>
慎重投与 （新設）	慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者</u>
（新設）	<u>重要な基本的注意</u> <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者における、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バ</u>

	<u>ランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。</u>
--	--

別紙 8

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 アミノレバン点滴静注

テルフィス点滴静注

ヒカリレバン注

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 重篤な腎障害のある患者	禁忌 重篤な腎障害のある患者 <u>（透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u>
慎重投与 （新設）	慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者</u>
（新設）	<u>重要な基本的注意</u> <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者における、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により</u>

	<u>患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。</u>
--	--

別紙 9

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 エルネオパNF 1 号輸液、エルネオパNF 2 号輸液

ネオパレン 1 号輸液、ネオパレン 2 号輸液

ミキシッドL 輸液、ミキシッドH 輸液

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 高カリウム血症（<u>乏尿、アジソン病、高窒素血症等</u>）の患者 重篤な腎障害のある患者 （新設） 慎重投与 （新設）	禁忌 高カリウム血症、アジソン病の患者 重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者（いずれも<u>透析又は血液ろ過を実施している患者を除く</u>） 乏尿のある患者（<u>透析又は血液ろ過を実施している患者を除く</u>） 慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は</u>

重要な基本的注意 (新設)	<u>乏尿のある患者</u> 重要な基本的注意 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者における、水分、電解質、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。</u>
--------------------------	---

別紙 10

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 ツインパール輸液

ビーフリード輸液

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者 （新設） 高カリウム血症<u>（乏尿、アジソン病等）</u>の患者 慎重投与 （新設）	禁忌 重篤な腎障害のある患者又は高窒素血症の患者 <u>（いずれも透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> <u>乏尿のある患者（透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> 高カリウム血症、アジソン病の患者 慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者</u>

重要な基本的注意

(新設)

重要な基本的注意

透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者における、水分、電解質、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。

別紙 1 1

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 ピーエヌツインー 1 号輸液、ピーエヌツインー 2 号輸液、ピーエヌツインー 3 号輸液
フルカリック 1 号輸液、フルカリック 2 号輸液、フルカリック 3 号輸液
ワンパル 1 号輸液、ワンパル 2 号輸液

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 高カリウム血症、<u>乏尿</u>、<u>アジソン病</u>、<u>高窒素血症</u>の患者 重篤な腎障害のある患者 （新設） 慎重投与 （新設）	禁忌 高カリウム血症、アジソン病の患者 重篤な腎障害のある患者<u>又は高窒素血症の患者（いずれも透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> <u>乏尿のある患者（透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u> 慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は</u>

重要な基本的注意
(新設)

乏尿のある患者

重要な基本的注意

透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害、高窒素血症又は乏尿のある患者における、水分、電解質、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。

別紙 1 2

【薬効分類】 3 2 5 たん白アミノ酸製剤

【医薬品名】 モリヘパミン点滴静注

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
禁忌 重篤な腎障害のある患者	禁忌 重篤な腎障害のある患者 <u>（透析又は血液ろ過を実施している患者を除く）</u>
慎重投与 （新設）	慎重投与 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者</u>
重要な基本的注意 （新設）	重要な基本的注意 <u>透析又は血液ろ過を実施している重篤な腎障害のある患者における、尿素等の除去量、蓄積量は透析の方法及び病態によって異なる。血液生化学検査、酸塩基平衡、体液バランス等の評価により患者の状態を確認した上で投与開始及び継続の可否を判断すること。</u>